

障害等等級別早見表(身体障害者)

※ 制度名に★のあるものは介護保険サービスが優先されます。

表の見方
 ○・・本人の制度の適用あり
 ◎・・本人及び介護人に制度の適用あり
 △・・障害の程度により本人の制度に適用あり
 ▲・・障害の程度等により

制度区分		年金・手当						医療			税金・公共料金の減免等				交通・移動の割引						在宅生活の援助	
制度名	1※	2	3※	4※	5	6※	7	8	9	10	11※	12	13	14※	15※	16※	17	18※	19	20	21	22
	障害基礎年金	共身 済障 害者 制者 扶 度養	特別 障害 者手 当	障害 児福 祉手 当	児 童扶 養手 当	特別 児 童扶 養手 当	療重 度心 身障 害者 等 成医	育更 成生 医 療	適後 期高 齢者 医療 用の	控所 得税 ・住 民 除税	取自 動車 得 税・ 減自 動車 免車	軽N HK 放送 受信 料の 減の	料N T T電 話番 号の 内無	J R運 賃割 引	運バ 賃 ス 割 引の	割航 空 運 賃 引の	割タ ク シ ー 運 賃 引の	料有 料道 路等 通 引行	費運 転免 の許 助取 成得	費自 用動 の車 助改 成造	給★ 日常 生活 用具 付の	助・★ 借受 け・具 修 理購 成費入
所得区分	有		有	有	有	有														有		
自己負担金		有						有	有					有	有	有	有	有	有	有	有	有
視覚	1	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	2	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	3	△	○			△	○	△	○	○	○	▲	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	△	○
	4	△				△	△		○		△	▲	○	▲	▲	▲	○	▲	○	○	△	○
	5	△				△	△		○			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	6	△						○		○		▲	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
聴覚・ 平衡	2	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	3	△	○	△		△	○	△	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	4	△				△	△		○		○	▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
	5	△				△			○		○	▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
	6	△						○		○		▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
音声 言語	3	△	○	△		△	○	△	○	○	○	▲		○	○	○	○	○	○	○	△	
	4	△				△	△		○	○		▲		○	○	○	○	○	○	○	△	
上肢	1	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	2	△	○	△	△	△	○	○	○	○	△	▲	○	▲	▲	▲	○	▲	○	○	○	○
	3	△	○	△		△	○	△	○	○		▲		○	○	○	○	○	○	○		○
	4	△				△	△		○			▲		○	○	○	○	○	○	○		○
	5	△				△	△		○		○	▲		○	○	○	○	○	○	○		○
	6	△						○		○		▲		○	○	○	○	○	○	○		○
下肢	1	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	2	△	○	△		○	○	○	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	3	△	○	△		△	△	△	○	○	○	▲		▲	▲	▲	○	▲	○	○	△	○
	4	△				△	△		○	△	○	▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
	5	△				△	△		○		○	▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
	6	△						○		○		▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
体幹	1	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	2	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	▲	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○
	3	△	○	△		△	△	△	○	○		▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	△	○
	5	△				△	△		○		○	▲		○	○	○	○	○	○	○	△	○
	4	△				△	△		○	△		▲		▲	▲	▲	○	▲	○	○		○
内部	1	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	△	○
	2	△	○			△	△	○	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	△	○
	3	△	○			△	△	△	○	○	○	▲		◎	◎	◎	○	◎	○	○	△	○
	4	△				△	△		○	△		▲		▲	▲	▲	○	▲	○	○		○
手続き先	日置市役所									・勤務先 ・税務署 ・日置市役所	・自動車税管理事務所 ・日置市役所(車)	日置市役所	NTT	最寄りの交通機関窓口到手帳を掲示する				日置市役所				

※ 1については、身体障害者手帳の級・区分に関わらず、年金の審査が必要となります。
 ※ 3,4,6については、県又は市による判定があります。
 ※ 11については、生計同一者、常時介護者の運転は障害の内容によっては減免を受けられない場合があります。
 ※ 14,15,16,18については、第1種は身体障害者及びその介護者、第2種は身体障害者のみが対象です。

◇ あくまでも目安ですので詳細は表中の「手続き先」にお問い合わせください。